

平成27年7月22日

加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
教育本部長 登山 一成



公認クロスカントリースキー指導者規程及び公認クロスカントリースキー検定員規程改正に伴う  
クロスカントリースキー指導者・検定員有資格者の義務研修について（通知）

平素から、本連盟の運営にご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年7月15日付SAJ27教第783号で通知したとおり、平成27年7月14日開催の第4回理事会に於いて、公認クロスカントリースキー指導者規程及び公認クロスカントリースキー検定員規程が改正されました。それに伴い、平成28年度から、クロスカントリースキー指導員（CC準指含む）、クロスカントリースキー検定員の有資格者の義務研修は、4年に1回の義務研修から、2年に1回の義務研修に変更になり、2年続けて研修会又はクリニックを受講しない場合は、クロスカントリー指導者資格、クロスカントリー検定員資格が停止になります。

但し、以下のとおり、平成27（2015）年度までに、クロスカントリースキー指導員（CC準指含む）、クロスカントリースキー検定員を取得された方は、取得年度から4年間資格が保有され、クロスカントリースキー研修会、クロスカントリースキー検定員クリニックを受講された方も同様に、受講年度から4年間資格が保有されます。

つきましては、貴連盟の関係者へご周知のほど宜しくお願い申し上げます。

CC指導者資格、検定員資格取得年度 または CC指導者研修会、CC検定員クリニック受講年度	研修会、クリニックの受講期限
2012年度	2016年度
2013年度	2017年度
2014年度	2018年度
2015年度	2019年度

※会員登録と資格登録を継続した場合

以上